

システム導入官署における輸出通関事務処理体制について

蔵 関 第 243 号
平成 12 年 3 月 31 日
改正 財関第 4 号
平成 13 年 1 月 6 日
改正 財関第 228 号
平成 15 年 3 月 6 日
改正 財関第 597 号
平成 15 年 6 月 10 日
改正 財関第 326 号
平成 16 年 3 月 26 日
改正 財関第 794 号
平成 18 年 6 月 30 日
改正 財関第 893 号
平成 19 年 6 月 29 日
改正 財関第 1146 号
平成 20 年 10 月 9 日
改正 財関第 1413 号
平成 20 年 12 月 2 日
改正 財関第 163 号
平成 22 年 2 月 17 日
改正 財関第 615 号
平成 24 年 6 月 15 日
改正 財関第 993 号
平成 25 年 9 月 13 日
改正 財関第 570 号
平成 29 年 4 月 24 日

輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署における輸出通関事務処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。

記

- 第 1 基本的な審査方法等
 - I 審査方式審査区分選定等
 - 1 審査区分の選定

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して輸出申告又は積戻し申告（以下「輸出申告等」という。）が行われた場合には、輸出入・港湾関連情報処理システムに設定されている審査基準（以下「審査基準」という。）により当該申告内容が審査され、当該輸出申告等に係る審査区分が自動的に選定される。

2 審査区分の種類

審査区分の種類は、区分1（簡易審査扱）（以下「区分1」という。）、区分2（書類審査扱）（以下「区分2」という。）及び区分3（検査扱）（以下「区分3」という。）の3種類とする。

(1) 区分1

輸出入・港湾関連情報処理システムによる審査の結果、輸出許可又は積戻し許可とされたもの。

(2) 区分2

書類審査を要するもの。

(3) 区分3

検査（下記Ⅲの1のホに規定する貨物確認及び書類審査を含む。）を要するもの。

Ⅱ 審査方式

輸出入・港湾関連情報処理システムにより区分2又は区分3として選定された輸出申告等の審査は、「重点審査」又は「一般審査」の2方法とする。

なお、輸出入・港湾関連情報処理システムにより区分1として選定、許可された輸出申告等であり、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）第4章第1節1-4及び第15節15-1の規定により、当該輸出申告の内容を確認するために必要な書類及び法70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明する書類（以下「添付書類等」という。）が提出された輸出申告等については、必要に応じ輸出入・港湾関連情報処理システムによる輸出申告等が適正に行われているかどうか事後点検を実施するものとし、申告照会業務及び判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。

Ⅲ 受付管理事務

1 区分2又は区分3として選定された輸出申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。

イ 申告情報を受信した後に提出される添付書類等の有無の確認

なお、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて第4章第12節12-1の規定により仕入書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力さ

れているか等を確認し、疑義が認められる場合には書面又は輸出入・港湾関連情報処理システムを用いて磁氣的記録により仕入書の提出を求めるものとする。

- ロ 添付書類等（書面により提出されるものに限る。）への受理印（C-5000）の押印
 - ハ 重点審査扱い又は一般審査扱いの決定
 - ニ 審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（検査担当の統括監視官（統括監視官が置かれていない場合には検査を担当する部門。以下同じ。）との必要な協議を含む。）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示
 - ホ 貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出申告についての適正な審査を行うため、輸出申告に係る貨物について行う確認をいう。以下同じ。）の要否の決定
 - へ 審査（貨物確認）ポイントの指示
 - ト 審査担当者の決定
 - チ 審査担当者への添付資料等の配付（書面により提出されるものに限る。）
- 2 上記1のハからトまでの事務は、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行うものとし、通関業者等から添付書類等が提出される前に行っても差し支えないものとする。
- 3 受付管理事務のうち、申告すべき事項がすべて入力されているか否か及び添付書類等の有無等形式要件の確認は、税関の事情により同一職員が行っても差し支えない。

IV 審査事務

1 審査方法

- (1) 審査担当者は、統括官等が指示したポイントを踏まえるとともに、必要申告事項並びに必要な添付書類の有無及びその有効期限等に関する審査を行った後、関税等の減免戻税条件の具備、他法令による輸出規制、統計品目分類、数量・価格等に関する疑義の発見と説明を中心として審査を行う。
- (2) 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1及び別表第2の該非判定が困難なものについては、統括官等を通じて特別審査官に該非の判定を依頼することとし、特別審査官においても該非の判定が困難なものについては、原則として、特別審査官が経済産業省に該非の判定を照会する。
- (3) 輸出入・港湾関連情報処理システムにより、区分2又は区分3として選定された輸出申告等のうち、統括官等が各種情報等を総合的に勘案し抽出した申告及び輸出令別表第1又は別表第2の該非に疑義がある貨物に係る申告は重点審査とし、前記(1)及び(2)に準じて審査を行うほか、必要に応じ判定システム、各種資料・情報を活用し深度ある審

査を行うものとする。

2 審査実施上の留意事項

- (1) 審査職員は、審査の過程において、問題が複雑又は困難なため審査終了までに長時間を要すると認められる場合、一般審査扱いとして配付を受けたものについて申告内容等から重点審査を行う必要があると認められる場合、区分 3 となっていないものについて貨物確認を行う必要があると認められる場合及び検査方法等を変更する必要があると認められる場合等には、その旨を統括官等に報告するものとする。
- (2) 上記(1)の報告を受けた統括官等は、その処理方法について適切な指示を行うものとする。

第 2 貨物確認事務等

貨物確認事務等については、「輸出通関事務処理体制について」（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 241 号。）の記の第 2 の規定を準用する。